

高次脳機能障害へのご理解を

高次脳機能障害とは、脳の病気や事故の後遺症としてみられる障がいです。集中力が続かなかつたり、言われたことをすぐに忘れていたりなどの症状があり、外見からは症状が分かりにくい「見えない障がい」ともいわれています。障がいによって日常生活や対人関係、仕事などがうまくいかず、自信を失くし、気持ちが不安になったり、混乱したりすることを周囲の人が理解し、次のことを心掛けましょう。

- できないことよりもできることを見つける
- 本人のこれまでの生活や考え方を尊重する
- 医療機関や専門機関で相談し、焦らず生活の中でリハビリテーションを行う

高次脳機能障害ピアサポート「ぶらむ長崎」

「ぶらむ長崎」では高次脳機能障害の当事者や家族が自身の経験や悩みを共有できる場を提供しています。お気軽にご利用ください。

日程 毎月第2・4土曜 10時～

場所 市民活動交流プラザ(戸尾町)

☎障がい福祉課 ☎ 24-1111

プレミアム付商品券の購入は2月22日まで

低所得者や子育て世帯を対象に発行されている「プレミアム付商品券」の購入は2月22日(土)までとなっています。購入引換券をお持ちで、まだ商品券を購入していない人は早めに販売店での購入をお願いします。

※商品券の利用は2月29日(土)までです。使い忘れないようご注意ください。

☎プレミアム付商品券事務局コールセンター ☎ 55-1221

風しん抗体検査・予防接種の無料クーポン券 有効期限は3月31日まで

本年度の対象者(昭和47年4月2日～54年4月1日生まれの男性)に昨年6月にクーポン券を発送しましたが、有効期限が3月31日(火)までとなっていますので、まだ受診していない人は期日までに受診してください。

☎健康づくり課 ☎ 24-1111

償却資産・軽自動車税の申告

償却資産

1月1日現在、市内で事業を営み償却資産を所有している人は、1月31日(金)までに資産税課に申告してください。

※電子申告も利用できます。詳しくはeLTAX(エルタックス、<https://www.eltax.lta.go.jp/>)で確認してください。

対象 土地、家屋以外で事業に使用している構築物、機械装置、船舶、器具、備品などで耐用年数1年以上、取得価額10万円以上のもの

※取得価額10万円未満のものでも、固定資産として計上し個別に減価償却しているものや租税特別措置法を適用して損金算入した少額資産は該当します。

※取得価額20万円未満で法人税法、所得税法の規定で事業年度ごとに一括して3年間で償却するものは対象外です。

※平成20年4月1日以降に取得したファイナンスリース取引に係るリース資産で、その際の取得価額が20万円未満のものは対象外です。

※申告書がない場合は資産税課にご連絡ください。

☎資産税課 ☎ 24-1111

軽自動車税(種別割)

10月1日から従来の軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称が変わりました。この税は4月1日現在の登録者に課税されますので、持ち主の変更や廃車、転出、盗難に遭ったなどの場合は3月31日(火)までに手続きしてください。※公道走行の有無に関わらず、車両を所有している場合は登録手続きが必要です。

※原付バイク等を廃車する場合は必ずナンバープレートを取り外してください(廃車申告に必要です)。

※125cc以下のバイク、小型特殊車の廃車申告は、資産税課、各支所、宇久行政センターで手続きできます(ナンバープレート、所有者の印鑑を持参してください)。

※譲渡や廃車で車両がない場合でも、廃車申告等の手続きをしないと引き続き課税されますのでご注意ください。

※自賠責保険(共済)加入は法律上の義務です。契約が切れている場合は最寄りの取り扱い店で加入手続きを。

☎125cc以下のバイク、小型特殊車⇒資産税課

125ccを超えるバイク⇒佐世保自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2084

三輪・四輪⇒軽自動車協会 ☎ 31-1385

市職員採用試験の実施

試験日 2月2日(日) 試験会場 佐世保市役所 受付期間 1月6日(月)～24日(金)

試験職種	採用予定	受験資格
事務職 (埋蔵文化財担当)	2人	次の要件を全て満たす人 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和59年4月2日以降に生まれ、学校教育法による4年制大学またはこれと同等と認められる学校を卒業した人で、学芸員資格を持つ人 ・大学で考古学を専攻した人または学芸員資格を取得した後に文化財発掘調査の経験を持つ人 ・普通自動車運転免許(AT限定可)を有する人

※試験案内や申込書は、市役所玄関案内、職員課、各支所などで配布します(市HPからもダウンロードできます)。

☎職員課 ☎ 24-1111

佐世保市誕生記念品の品目を追加します

本市では、市の住民基本台帳に登録されている方のお子さま(誕生により本市に住所を置く新生児)に誕生記念品として「三川内焼 お食い初めセット」を贈呈しています。2月1日以降は品目を追加し、第1子には「三川内焼 お食い初めセット」と「三川内焼 へその緒入れ」の2品からの選択制、第2子以降には前述2品目に「海きらら・森きらら共通(大人ペア)入場券」を加えた3品目からの選択制に変更します。本市に出生届を出された方には窓口で申請のご案内をしていますが、里帰り出産などで市外で出生届を提出された場合でも佐世保市の住民基本台帳に登録されていれば申請することができます。誕生から1年以内であれば受け取りができますので、どうぞお問い合わせください。

申請者 新生児の父または母

申請方法 新生児の誕生から1年以内に印鑑と母子健康手帳を持参して戸籍住民窓口課各支所、宇久行政センターへ

第1子
三川内焼 お食い初めセット 三川内焼 へその緒入れ



第2子以降
三川内焼 お食い初めセット 三川内焼 へその緒入れ



海きらら・森きらら共通(大人ペア)入場券

☎戸籍住民窓口課 ☎ 24-1111